

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勅令註印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ギニア	ギニア共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とギニア共和 国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	600,000千円 -----	H26.7.24 コナクリ で (同日)	日本側 中野直継在ギニア 大使 クラトウ・ム ギニア側 クラトウ・ム スタフ・サノ国際協力 大臣	H26.8.7 268号
ギニア	コナクリ市中部高台地区飲料水 供給改善計画のための贈与に関 する日本国政府とギニア共和国 政府との間の交換公文	コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	1,319,000千円 H30.5.31まで	H26.12.1 コナクリ で (同日)	日本側 中野直継在ギニア 大使 クラトウ・ム ギニア側 クラトウ・ム スタフ・サノ国際協力 大臣	H26.12.17 393号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。